

「佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例」に基づき

森林の土地取引には

令和8年
10/1から

新たに

事前届出

が必要になります!



森川海人(フロンティアキャプテン)
森川海人もりがわかいとくん

Q.なぜ必要?

近年、利用目的がはっきりしない森林の売買などが増え、水不足や土砂災害、地域の安全保障への影響が心配されています。山をしっかりと管理し、守っていくことが大切です。

手続きの流れ

土地の所有者
(売主)

事前届出
(契約予定日40日前)

市町
(受付窓口)
※右の3市町を除く

県

適正な土地利用となるよう助言

Q.どんなときに?

「山の保全区域※」に指定されている区域内のあなたの土地を売ろうとするときなど

※知事が指定する区域(8月公表予定)



さがもりマップ

Q.だれが?

土地の所有者(売主)が

Q.いつから?

令和8年10月1日から
(届出義務)

Q.どこに?

土地が所在している市町
(ただし鳥栖市は東部農林事務所、伊万里市・有田町は伊万里農林事務所)

Q.いつまでに?

契約締結前(40日前)までに